

建築物の定期報告忘れずに 安全な利用のため期限守って

特殊建築物とその設備は、所有者や管理者が建築士などへ定期的に調査を依頼して、結果を市へ報告することが建築基準法で義務付けられています。次に該当する建築物と建築設備の所有者は、6月2日(月)から7月31日(木)までに定期報告書を提出してください。

また、4月1日から定期報告制度が変更になりました。新書式などは本市ホームページか建築指導課窓口へ。

建築物・建築設備の定期報告

地階か3階以上の階で、博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場に使っている部分が100平方メートルを超える。または、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上。

建築設備の定期報告

- ①地階か3階以上の階で、劇場・映画館・演芸場に使っている部分が100平方メートルを超える。または、その用途に供する客席部分の床面積合計が200平方メートル以上かつ主階が1階以外にある。
- ②地階か3階以上の階で、病院・患者の収容施設がある診療所・老人ホーム・児童福祉施設などに使っている部分が100平方メートルを超える。または、その用途に供する2階の床面積合計が300平方メートル以上かつその用途に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上。
- ③地階か3階以上の階で、百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗に使っている部分が100平方メートルを超える。または、その用途に供する2階の床面積合計が500平方メートル以上かつその用途に供する延べ床面積が1,000平方メートル以上。
- ④5階以上で、床面積の合計が1,000平方メートルを超える事務所など。

建設リサイクル月間に一斉パトロール

5月はリサイクル月間です。これに合わせて、建設リサイクル法の届け出を促進するため、全国一斉パトロールを実施。5月19日(月)から23日(金)まで、市内の解体工事現場を巡ります。
解体する建物の面積が80平方メートル以上になるときなどは、建設リサイクル法の届け出が必要。必ず着工前に届け出ましょう。

木造住宅を資格者が耐震診断

耐震診断調査資格者が耐震診断を実施。屋根や壁などの状況や設計図書をチェックし、地震に弱い部分や倒壊する可能性を調べます。
対象住宅=次の条件を満たす市内の木造住宅、先着100件。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上) ②平屋または2階建て③在来軸組工法で建築
費用=1,000円
用意する物=確認通知書または壁の位置が分かる平面図
申し込み=5月19日(月)~6月30日(月)に建築指導課へ

問い合わせは **建築指導課 ☎890-6752**

アメヒトは早期対策を

アメリカシロヒトリ(アメヒト)の発生期です。生態を知り、早期発見と防除で被害を防ぎましょう。

生態

6月から10月にかけて発生し、桑、柿、桜、梅などの葉に好んで産卵。卵からかえると糸を吐いて巣を作ります。幼虫は葉脈を残して葉を食べるので、その葉は透けて見えます。そこで10日間ほど過ごし、巣から離れます。

防除対策

幼虫が巣から離れるまでに、葉を切り取り処分しましょう。高い所に巣がある場合は、枝を切り落とすか、直接幼虫を焼いてください。幼虫が分散してしまったら、農業登録のある薬

剤などで防除する方法も。ただし、薬剤が周辺に影響を及ぼすこともあるので、使用前に必ず近所に知らせ、注意事項を守って人や家畜、作物などに掛からないよう注意して使用しましょう。

公共施設で発見したら

施設の管理者へ連絡してください。管理者が分からないときは農林課へ。



問い合わせは **農林課 ☎890-6705**



国保加入者などは 確認を

問い合わせは
国保については 国保年金課 ☎890-6249
旧老人医療については 同課 ☎890-6253
長寿医療制度については、
国保年金課 ☎890-6253
県後期高齢者医療広域連合 ☎256-7171

■医療費の通知

国民健康保険(国保)加入者と旧老人医療受給者、長寿医療(後期高齢者医療)制度の被保険者へ医療費を通知します。

●通知時期

国保加入者への通知は1回目を6月初旬、以後2カ月ごとに年6回行います。旧老人医療被保険者への通知は、1回目を6月中旬、2回目を12月中旬に発送します。長寿医療制度被保険者への通知は1回目を7月、以後3カ月ごとに年4回、県後期高齢者医療広域連合より発送します。

●通知内容

国保加入者には受診者の世帯主あてに、旧老人医療被保険者と長寿医療制度被保険者には一人一人に、医療機関などの名称、診療年月、診療区分、日数、医療費の額を通知します。

■保険証などの提示を忘れずに ●保険診療を受けるとき

診療を受けるときは、必ずそれぞれの被保険者証(保険証)を医療機関の窓口で提示してください。

■長寿医療制度被保険者の届出

●転入・転出などがあつた場合は届出を

長寿医療制度被保険者は、次の場合に市役所国保年金課、または各支所(④を除く)へ早めに届け出てください。

- ① 転入したとき。
- ② 転出、転居するとき。(後期高齢者医療被保険者証、印鑑を用意)
- ③ 死亡したとき。(後期高齢者医療被保険者証、印鑑を用意)
- ④ 交通事故で治療を受けたとき。(後期高齢者医療被保険者証、交通事故証明書、印鑑を用意)



**赤十字社員に
加入して
国際援助に協力を**

日本赤十字社は、災害時の医療救助活動や血液の提供、国内外での救援活動などを実施。これらの事業は社員が納める社費や、法人などからの寄付金で支えられています。社員とは、赤字の趣旨に賛同して、年額500円以上の社費を納入する人のこと。5月から6月にかけて自治会の役員が社員の勧誘に伺います。加入に協力してください。大口の寄付金は税法上の優遇措置もあり、随時受け付け。個人・法人は問いません。

なお、一定以上の多額の社費を納めた人は市地区赤十字有功会会員となります。この会では毎年多額の社費を援助。市内の小中学校を対象に図書贈事業を行っています。



問い合わせは
いきいき生活課 ☎890-6237